

～申告・納付期限の延長をされた方で振替納税をご利用の方へ～
預貯金口座からの振替日は次のとおりとなります。

- 申告所得税・・・令和4年5月31日（火）
（3月16日（水）から4月15日（金）までに申告された方）
- 消費税（個人事業主）・・・令和4年5月26日（木）
（4月1日（金）から4月15日（金）までに申告された方）

令和3年分確定申告において、申告所得税、個人事業者の消費税に関する申告・納付期限の延長をされた方で振替納税をご利用の方については、預貯金口座からの振替日を以下のとおりといたしました。

1 令和3年分申告所得税及び復興特別所得税

納期等の区分	振替日（延長後）
確定申告	令和4年5月31日（火）

申告・納付期限の延長に伴う振替日の変更により、振替日が延納期限と同一日の令和4年5月31日（火）となります。

このため、確定申告書に延納届出額を記載した場合であっても、確定申告に基づき納付いただく税額の全額を一括して振替納税による口座引落しを行います。

2 令和3年分消費税及び地方消費税（個人事業者）

納期等の区分	振替日（延長後）
確定申告	令和4年5月26日（木）

※ 振替納税を初めて利用される方は、申告期限までに所轄税務署又は口座振替を利用する金融機関へ「預貯金口座振替依頼書」を提出していただく必要があります（e-Taxによるオンライン提出も可能です。[詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。](#)）。

なお、振替納税による口座引落しができなかった場合は、申告した日の翌日から完納の日までの延滞税を併せて納付する必要がありますので、ご注意ください。

（注）4月16日（土）以降に申告された方の振替日は、税務署から個別に連絡します。